

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第百六十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第六まで（現行のとおり） 別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係） 一及び二（現行のとおり） 三 有害ガス （現行のとおり） 備考 一から十まで（現行のとおり） 十一 クロム化合物 日本産業規格K〇一〇二―三・24・3に定める方法 十二から三十まで（現行のとおり） 四 汚水 （一）（現行のとおり） （二）有害物質、窒素含有量及び燐^{りん}含有量を除く項目に係る基準 ア 工場に係る基準 （現行のとおり） 備考 一及び二（現行のとおり） 三（現行のとおり） （一）外観 日本産業規格K〇一〇二―一・7に定める方法 （二）（現行のとおり） （三）温度 日本産業規格K〇一〇二―一・6・3に定める方法 （四）（現行のとおり）	目次（略） 第一条から第百六十五条まで（略） 別表第一から別表第六まで（略） 別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係） 一及び二（略） 三 有害ガス （略） 備考（略） 一から十まで（略） 十一 クロム化合物 日本産業規格K〇一〇二・65・2に定める方法 十二から三十まで（略） 四 汚水 （一）（略） （二）有害物質、窒素含有量及び燐^{りん}含有量を除く項目に係る基準 ア 工場に係る基準 （略） 備考 一及び二（略） 三（略） （一）外観 日本産業規格K〇一〇二・8に定める方法 （二）（略） （三）温度 日本産業規格K〇一〇二・7・2に定める方法 （四）（略）

イ (現行のとおり) 五から七まで (現行のとおり) 別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)	イ (略) 五から七まで (略) 別表第八から別表第十三まで (略)
--	---